

火災予防広報の 共創プロジェクトガイドライン

令和7年10月

吹田市消防本部総務予防室 予防グループ

近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、生活様式や SNS 等による情報の受け取り方の多様化が進む中、火災予防の重要性を一人ひとりに伝えるためには、これまでの火災予防広報に加え、さらなる工夫と多様な伝達手段が求められています。

こうした社会の変化に対応し、市民の方にとってより身近で効果的な火災予防広報を実現するためには、地域に根ざした民間事業者等（企業や団体の皆さま）と連携し、それぞれのもつ発信力や影響力を活かすことが重要です。以上のことから本ガイドラインを下記のとおり定めます。

1 目的

本ガイドラインは、吹田市消防本部と民間事業者等が対等な立場で連携し、火災予防広報における共創を効果的かつ継続的に推進するための基本的な方向性を示すことを目的とします。

2 火災予防広報の共創プロジェクト

火災予防広報の共創プロジェクト（以下「共創プロジェクト」といいます。）とは、吹田市消防本部と民間事業者等が一方的な支援にとどまらず対等な立場で、それぞれの持つ知識、技術、発信力等を持ち寄り、互いに意見を交わしながら新たに効果的な火災予防広報を生み出す取組みをいいます。

3 対象者

吹田市内または周辺地域において事業活動を行う[※]法人・団体。

※民間企業のほか、大学等の研究機関、NPO法人等の市民活動団体を含む。

ただし、個人（個人事業主を除く。）は対象者としません。

4 基本方針

(1) 相互尊重

吹田市消防本部と民間事業者等は、互いの役割・責任・専門性を尊重し、対等な立場で連携体制を築きます。

(2) 市民への持続的な発信

火災予防広報は、一時的な広報にとどまらず、継続的な取組みを前提とします。

(3) 公平性・透明性の確保

共創プロジェクトに関する手続は、公平性及び透明性を確保し進めます。

(4) 創意工夫と発展性追求

既存の広報手法にとらわれず、双方がもつ強みを最大限に活かし、効果的な手法を追求します。

(5)効果的で適切な役割分担

吹田市消防本部は広報内容の監修等を担い、民間事業者は企画の実施を担います。なお、費用について吹田市消防本部は負担いたしません。

5 共創プロジェクトの提案等

提案する際は、別添1「提案シート」に必要事項を記入の上、吹田市消防本部総務予防室予防グループと日程調整を行い、必ず面談により調整を進めるものとします。共創プロジェクトの内容により覚書等を交わす場合もあります。

6 その他

本ガイドラインは、法令や市の方針等により適宜見直しを行うものとします。

附則

このガイドラインは、令和7年10月1日から施行する。